

《県基準》

私立高等学校の設置及び収容定員変更の認可等に関する審査基準

(趣旨)

第1条 私立高等学校（以下「高等学校」という。）の設置認可及び収容定員変更の認可等については、法令の定めるもののほか、この審査基準の定めるところによるものとする。

(名称)

第2条 高等学校の名称は、高等学校の目的にふさわしいものであり、かつ、県内の他の高等学校と同一又は紛らわしくないものとする。

(設置者)

第3条 高等学校の設置者は、学校法人とする。

(位置)

第4条 高等学校の位置は、生徒の安全の確保を図るほか、教育上適切な環境であり、かつ、通学の利便に配慮されたものでなければならない。

(開設の時期)

第5条 高等学校の開設は、4月1日とする。

(高等学校の規模)

第6条 高等学校の規模は、原則として1学年4学級以上とする。ただし、他の学校を併設する場合又は地域の実情等によってはこの限りでない。

(1学級の生徒数)

第7条 同時に授業を受ける1学級の生徒数は、40人以下とする。ただし、特別の事由があるときはこの数を超えることができる。

(校長)

第8条 校長は、常勤とする。ただし、同一法人の他の学校と併任する場合であって、各学校の教育上支障のないときはこの限りでない。

(教職員)

第9条 高等学校には、校長、教頭、教諭、事務職員のほか、実習助手及び養護教諭その他生徒の養護をつかさどる職員を置かなければならない。

2 教頭、教諭、実習助手及び養護教諭その他生徒の養護をつかさどる職員並びに事務職員の数等は、高等学校設置基準（昭和23年文部省令第1号。以下「設置基準」という）による。

3 教頭及び教諭のうち、その半数以上は、他の職を兼ねず、また、他の職から兼ねない

《県基準》

者でなければならない。

第10条 特別の事情があるときは、前条の教諭は、その3分の1以内の範囲で、助教諭又は講師をもって代えることができる。

(施設基準)

第11条 校舎等の施設は、堅ろうで、学习上、保護衛生及び管理上適切なものであり、かつ、学校として一体性が確保されているものでなければならない。ただし、学校としての一体性については、当該学校の教育課程の実施に必要な施設が最小限設置されており、さらに、教育条件の向上のため設置される施設の場合はこの限りでないものとする。

第12条 校地、運動場、校舎、その他の面積に関する基準は、設置基準による。

第13条 校舎には、次に掲げる施設を備え、かつ、それらの施設は常に改善されなければならない。ただし、(2)に掲げる施設を除き、やむを得ない事由がある場合で教育上支障のないときは、1の施設をもって2以上に兼用することができる。

(1) 校長室、会議室、教員室及び事務室

(2) 学級数に相当する普通教室

(3) 地理歴史科・公民科教室及びその標本室

(4) 物理、化学、生物、地学それぞれの実験室、標本室及び準備室

(5) 音楽教室、図画教室、製図教室、工作教室、家庭科教室及びそれぞれの準備室及び書道教室

(6) 図書室、講堂及び体育館

(7) 教員研究室

(8) 保健室及び休養室

(設備基準)

第14条 高等学校には、学習用、体育用及び保健衛生用の図書、機械、器具、標本、模型その他校具を備えなければならない。

2 前項の校具は、学习上及び保健衛生上、有効適切なものであり、かつ、常に改善し、補充されなければならない。

第15条 第13条の普通教室、特別教室、実験室及び実習施設には、同時に授業を受ける1学級の生徒が学習するに必要な相当の校具その他設備を備えなければならない。

第16条 高等学校には、学校の規模に従い、保健衛生上必要な給水設備を備え、その水質は、衛生上無害であることが証明されたものでなければならない。

第17条 高等学校には、学校の規模に応じて、消火及び防火に必要な設備を備えなければならない。

《県基準》

（施設及び設備の共用）

第18条 施設及び設備の他の学校との共用は、原則として認めない。ただし、教育条件の低下を来すものでない場合であって、次の各号全てに該当する場合は、学級数に相当する普通教室を除き、必要最小限の範囲で認めるものとする。

(1) 同一法人が設置する学校であること。

(2) 同一敷地内又は隣接地にあること。

(3) 共用しようとする高等学校及び他の学校それぞれにおいて、各学習指導要領等に基づく教育課程の実施上支障がないこと。

2 高等学校の施設（校地を含む。）及び設備は、負担付き又は借用のものであってはならない。ただし、特別の事情があり、かつ、教育上支障のないことが認められる場合においては、この限りでない。

3 校地には、教育目的以外のために使用される施設及び設備を設けてはならない。

（教育課程）

第19条 高等学校の教育課程は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）及び高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の基準による。

（収容定員増等の認可）

第20条 高等学校の収容定員増加に係る学則の変更認可については、学校法人（高等学校、中学校、小学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校）の寄附行為及び寄附行為変更の認可に関する審査基準第12条の規定を準用する。この場合において、同審査基準第12条の各号中既設校とあるのは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学及び高等専門学校を含むものとする。

（設置認可等の提出期限）

第21条 高等学校を設置しようとする者及び収容定員増をしようとする者は、高等学校開設予定年度若しくは収容定員変更予定年度の前々年度の9月30日までに別で定める計画書を知事に提出するものとする。

2 申請書の提出は、前項の計画書の了承に基づき、計画の達成が確実となった時期に、関係書類を添えて、速やかに行うものとする。

附 則

この基準は、平成14年7月1日から施行する。